

1 事故発生—被災職員・所属長は何をすべきか

☆ 相手方の確認

- ・住所・氏名・年齢・勤務先の確認
- ・交通事故の場合、自賠責保険会社と証明書番号・任意保険の有無と会社名の確認
- ・確認はできる限り、免許証等明らかにそうだとわかるものに基づいて行うこと

☆ 警察への届出

- ・事故の立証のため
- ・特に交通事故の場合は、法律上届出の義務がある
- ・また、交通事故を届出なければ、交通事故証明書の入手が不可能になり、立証が困難

☆ 事故の状況の確認

- ・できれば現場の写真を
- ・警察は民事不介入、資料を見せてはもらえない
- ・記憶の新しいうちに現場見取図や事故の経過を記録しておくこと
- ・目撃者や協力者が得られれば確保しておくこと
- ・加害者との折衝には、客観的資料こそ有効

☆ 治療を受ける

- ・軽いけがだと思っても必ず医師の診察を受け、診断書を交付してもらうこと
- ・受診時期を失すると事故との因果関係を問題にされ、不利な結果になることもある

☆ 出費の記録

- ・領収証は必ず保管を……損害額算定の重要資料です
- ・領収証が得られない出費は、記帳を

☆ 公務災害・通勤災害の

認定請求 11 ページ

以上、事故が発生し、さしあたりとるべき措置（損害賠償や災害補償の請求に関連して）を示しました。これらの事項は、いうまでもなく被災職員が行わなければならないことですが、認定請求や補償請求が所属長を経由し、所属長がこれに対して調査や証明をする必要があることを考えると、所属長（公務災害事務担当者）が積極的に被災職員を援助することが必要です。被災職員等と十分な情報交換を行い被災職員に十分な損害賠償や災害補償がなされるよう配慮してください。

なお、この時点で共済組合証又は健康保険証で治療を受けることは、トラブルの原因になるので控えて下さい。